○単身赴任手当の支給細則

平成2年4月16日 達第837の2号 改正 平成5年11月24日達第889号 平成10年11月5日達第971の2号

(趣旨)

第1条 日本育英会職員給与規程(達第11号。以下「規程」という。)第23条の2の 規定による単身赴任手当の支給については、別に定める場合を除き、この細則の定 めるところによる。

(やむを得ない事情)

- 第2条 規程第23条の2第1項及び第3項の別に定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。
 - (1) 配偶者が,疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。
 - (2) 配偶者が、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。
 - (3) 配偶者が、引続き就業すること。
 - (4) 配偶者が、職員又は配偶者の所有に係る住宅(国家公務員の例に準じ別に定めるこれに準ずる住宅を含む。)を管理するため、引続き当該住宅に居住すること。
 - (5) 配偶者が、職員と同居出来ないと認められる前各号に類する事情 (通勤困難の基準)
- 第3条 規程第23条の2第1項本文及びただし書並びに第3項の別に定める基準は、 次の各号のいずれかに該当することとする。
 - (1) 通勤距離が60キロメートル以上であること。
 - (2) 通勤距離が60キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。
 - (3) 前各号の通勤距離の算定は、国家公務員の例に準じ別に定めるところにより行うものとする。

(加算額等)

- 第4条 規程第23条の2第2項に規定する交通距離の算定は、最も経済的かつ合理的 と認められる通常の交通の経路及び方法による職員の住居から配偶者の住居までの 経路の長さについて、国家公務員の例に準じ別に定めるところにより行うものとす る。
- 2 規程第23条の2第2項の別に定める距離は、100キロメートルとする。
- 3 規程第23条の2第2項の別に定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 100キロメートル以上300キロメートル未満 6,000円
 - (2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 12,000円

- (3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 18,000円
- (4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 24,000円
- (5) 900キロメートル以上1100キロメートル未満 30,000円
- (6) 1100キロメートル以上1300キロメートル未満 35,000円
- (7) 1300キロメートル以上1500キロメートル未満 40,000円
- (8) 1500キロメートル以上 45,000円

(権衡職員の範囲等)

- 第5条 規程第23条の2第3項の任用の事情等を考慮して別に定める職員は、人事交流等により職員となつた者とする。
- 2 規程第23条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員 との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員は、次に掲げる職員 とする。
 - (1) 事務所を異にする異動に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する事務所に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められる職員以外の職員で当該異動の直後に在勤する事務所における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員
 - (2) 事務所を異にする異動に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情に準じて別に定める事情(以下「別に定める事情」という。)により、同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と別居することとなつた職員(配偶者のない職員に限る。)で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する事務所に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの(当該異動の直後に在勤する事務所における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと認められるものを含む。)のうち、単身で生活することを常況とする職員
 - (3) 事務所を異にする異動に伴い、住居を移転した後、別に定める特別の事情により、当該異動の直前に同居していた配偶者(配偶者のない職員にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。以下「配偶者等」という。)と別居することとなつた職員(当該別居が当該異動の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。)で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する事務所に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの(当該別居の直後に在勤する事務所における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと認められるものを含む。)のうち、単身で生活することを常況とする職員
 - (4) 事務所を異にする異動に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない 事情(配偶者のない職員にあつては、別に定める事情)により、同居していた配 偶者等と別居することとなつた職員で当該異動の直前の住居から当該異動の直後

に在勤する事務所に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの(当該異動の直後に在勤する事務所における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと認められるものを含む。)のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

- (5) 事務所を異にする異動に伴い、住居を移転した後、別に定める特別の事情により、当該異動の直前に同居していた配偶者等と別居することとなつた職員(当該別居が当該異動の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。)で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する事務所に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの(当該別居の直後に在勤する事務所における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと認められるものを含む。)のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員
- (6) 前各号の規定中「事務所を異にする異動に伴い」とあるのを「国家公務員、地方公務員又は国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2第1項に規定する公庫等職員であつた者が引続き職員となり、これに伴い」と、「当該異動」とあるのを「職員となつた日」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員(人事交流等により職員となつた者に限る。)
- (7) その他規程第23条の2第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員 (支給の調整)
- 第6条 職員の配偶者が単身赴任手当又は、国、地方公共団体その他のこれに相当する手当の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。 (届出)
- 第7条 新たに規程第23条の2第1項又は第3項の職員たる要件を具備するに至つた職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、所定の様式の単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があつた場合についても、同様とする。
- 2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき 書類は、届出後速やかに提出することをもつて足りるものとする。
- 第8条 職員から前条第1項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が規程第23条の2第1項又は第3項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

(支給の始期及び終期)

(確認及び決定)

第9条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに規程第23条の2第1項又は第3項の職

員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同条第1項又は第3項に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第7条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

- 第10条 現に単身赴任手当の支給を受けている職員が規程第23条の2第1項又は第3項の職員たる要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。
- 2 前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し配偶者等との 別居の常況等を証明するに足りる書類の提出を求めることができる。

(雑則)

第11条 この規則の実施に関し必要な事項は国家公務員の例による。

附則

この規則は、平成2年4月1日から適用する。

附 則 (平成5年11月24日達第889号)

この規則は、平成5年4月1日から適用する。

附 則(平成10年11月5日達第971の2号)

この規則は、平成10年4月1日から適用する。